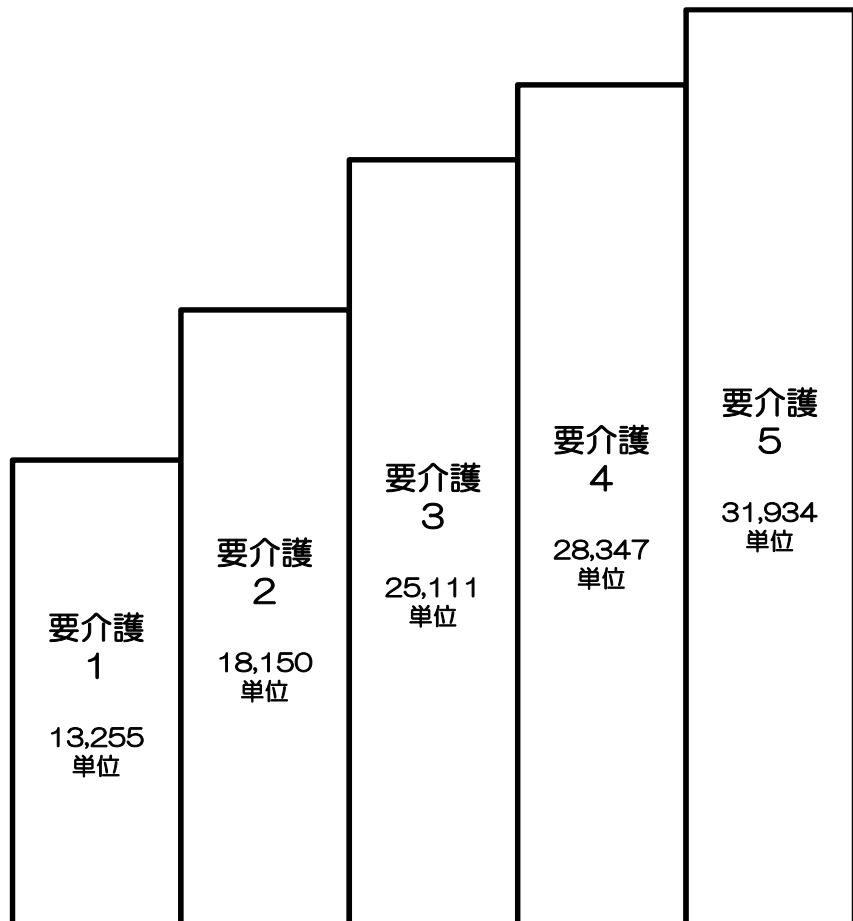


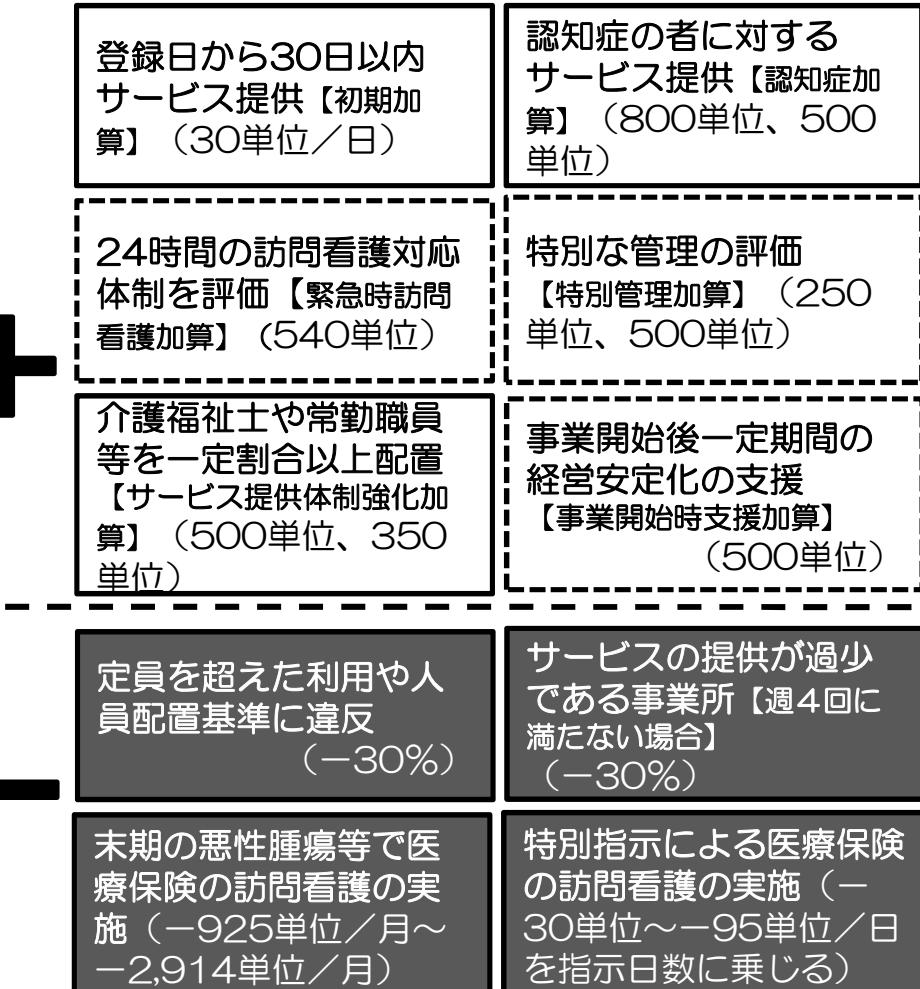
複合型サービスの報酬イメージ(H24.4～)

指定複合型サービスのイメージ（1月あたり）

利用者の要介護度に応じた 基本サービス費



利用者の状態に応じたサービス提供や 事業所の体制に対する加算・減算



複合型サービスの介護報酬

1 複合型サービス費(基本サービス費)

○ 要介護度別・月単位の定額報酬を基本とする

- 要介護1→13,255単位／月～要介護5→31,934単位／月

2 加算

○ 訪問看護費に準じた加算

- 退院時共同指導加算→600単位／回
- 緊急時訪問看護加算→540単位／月
- 特別管理加算→(I)500単位／月、(II)250単位／月
- ターミナルケア加算→2,000単位／死亡月

※緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算、事業開始時支援加算、介護職員処遇改善加算は区分支給限度基準額の算定対象外とする。

○ 小規模多機能型居宅介護費に準じた加算

- 初期加算→30単位／日
- 認知症加算→(I)800単位／月、(II)500単位／月
- 事業開始時支援加算→500単位／月
- サービス提供体制強化加算→(I)500単位／月、(II)350単位／月、(III)350単位／月
- 介護職員処遇改善加算→(I)～(III) 所定単位数に4.2%を乗じた単位数

3 減算

○ 小規模多機能型居宅介護費に準じた減算

- 登録者数が登録定員を越える場合、従業員の員数が基準に満たない場合、サービス提供が過少の場合
→ 基本サービス費に70／100を乗じた単位数で算定

○ 医療保険の訪問看護が行われる場合の減算

- 末期の悪性腫瘍等の利用者の場合の減算：要介護1→925単位／月～要介護5→2,914単位／月
- 特別指示により頻回な訪問看護が必要な利用者の場合の減算：要介護1→30単位／日～要介護5→95単位／日を指示日数に乗じた単位数

(注)小規模多機能型居宅介護等の「同一建物に対する減算」については、複合型サービスには適用しない

(参考) 複合型サービスの介護報酬（加算）

複合型サービス費の加算	(参考) 訪問看護費の加算	(参考) 小規模多機能型居宅介護費の加算	単位数
初期加算		○	30単位／日
認知症加算		○	(I) 800単位／月
			(II) 500単位／月
退院時共同指導加算	○(新)		600単位／回
事業開始時支援加算		○	500単位／月
緊急時訪問看護加算	○		540単位／月
特別管理加算	○		(I) 500単位／月
			(II) 250単位／月
ターミナルケア加算	○		2,000 単位／死亡月
サービス提供体制強化加算		○	(I) 500単位／月
			(II) 350単位／月
			(III) 350単位／月
介護職員待遇改善加算		○(新)	(I) 所定単位数に4.2%を乗じた単位数
			(II) 所定単位数に4.2%を乗じた単位数×90%
			(III) 所定単位数に4.2%を乗じた単位数×80%
市町村独自報酬		○	1,000単位を上限 市町村が定める要件を満たす場合に加算

区分支給限度基準額の算定対象外の加算